

江戸幕府の地方役人の手になる法律実務書に『聞訟秘鑑』というものがあり、その写本が各地の役人に流布していた。これは「聞」と「聴」の一字違いであるが、異名同本の写本と思われる。原本作成者は関東郡代属僚の杉浦五太夫勝定で天明二年八月の成立ともいわれるが確かなことは分からない。成立以降作者自身または作者同様の職務に就く地方役人の手によって加筆され、条文数の多い新類型の写本群となった。これは古文書の学習者にとっては代官所の実務が分かる恰好のテキストでもある。

表紙には表題はなく目次に続き本文となっている。本文の最初のページである。最初の「入牢之事」をまず解読してみよう。

聴訟秘鑑

一 入牢之事

是者入牢申付候義者容易二者不致義二付、不届有之
所拈江戸拈二成候者者勿論、軽追放位迄者於等奉行所
手鎖宿預之俣二而御裁許被仰渡候二付、陣屋二而も
右心得を以可取計事
（以下略）

是者入牢申付候義者容易二者不致義二付、不届有之
所拈江戸拈二成候者者勿論、軽追放位迄者於等奉行所
手鎖宿預之俣二而御裁許被仰渡候二付、陣屋二而も
右心得を以可取計事
（以下略）
これは入牢を容易に申付けることはしない、不届きの者で所
拈、江戸拈になる者は勿論であり、軽追放程度であれば、奉行
所等においても手鎖、宿預りのまま裁許を言渡すので、陣屋で
もそのようにすべきである、と言っている。奉行所に習つてと
書かれているので、陣屋すなわち幕府の代官所で使われたもの
と推測できる。
また、つぎの判例（部分）のように天明五年のものがあるの
でこれは原本成立以降に書き改められた写本群のひとつのよう
である。ここにも御代官の署名欄があるので代官所で使用され
たものであることが分かる。

天明五年七月

代官
准下

所拈紙

書面より疑義者一通り吟味を致し候
痛ゆるも吟味を致し候味仕書付紙
申上候
仔細下三九月

目録（目次のこと）をみると七十三項目ある。

一 入牢之事
一 手当致置可及吟味者之事
一 新地取立之事
一 出入相濟候趣評定所江届之事
一 武家江懸候出入之事
一 他より売掛証文等讓受濟方願出候節之事
一 村差出明細帳之事
一 道中奉行江宿場之儀申立候節之事
一 裁許落着差別之事
一 親殺主殺之事
一 鉦打之類取計之事
一 畑之上江新規家作致候事
一 加判人江懸り候出入之事
一 寺院呼出其外取計之事
一 名代之者咎之事
一 婿を帳外ニ致候事
一 帳外者尋之事
一 横取引負之事
一 女誘引出候出入之事
一 預米滞之事
一 □而帰村願候節之事
一 公事人病床見届之事
一 公事人旅宿ニ而相果候節之事
一 人を打擲致候者御咎之事
一 裁許并落着伺認方之事

一 囚人駕籠人足賃之事
一 奇附地之事
一 洗濯下女之事
一 屋鋪成事
一 喧嘩一件先届之事
一 召仕之者欠落之事
一 他領江片付候女被致殺害吟味願出候節之事
一 御奉行所ニ而長尋成候者帳外願出候節之事
一 妻子を捨家出致候者御咎之事
一 家内内江社建候事
一 附吉田家許状之事
一 入牢日数之事
一 盜賊御仕置之事
一 入墨凶之事
一 駕籠ニ而呼出候公事人之事
一 倒死人建札之事
一 公事人欠落之事
一 院号改之事
一 神職修驗等許状之事
一 遠国之女江戸役所江出候節之事
一 盜物多少ニ寄御仕置差別之事
一 御三家御三卿役人立会之事
一 悪党者剃髮出入内濟相願候事
一 取捨者之事
一 神主口書認方之事
一 出家社人諸願之事
一 同吟味中手当之事

- 一 出火咎之事
- 一 穢多非人取扱之事
- 一 金銀借主証文代替之事
- 一 座頭督女ねたりケ間敷義申掛候節之事
- 一 御料百姓私領ニ而致悪事引渡旨掛合有之候節之事
- 一 支配所内ニ而他之者致殺害候節之事
- 一 差添人之事
- 一 口書詰文言ニ重々と認候事
- 一 相对死致候者死骸取計之事
- 一 欠落人尋方之事
- 一 欠所田畑取計之事
- 一 御仕置ニ成候者入置候質地之事
- 一 質地亡所ニ成候節之事
- 一 町人百姓倅等を手ニ懸候節手当之事
- 一 逆罪之事
- 一 吟味中病死取計之事
- 一 諸役人方片名字□付之事
- 一 御仕置ニ成候者倅之事
- 一 悪事致候者帳外之事
- 一 離縁以後出生之小兒引渡方之事
- 一 往来之侍相宿之百姓を殺候節之事
- 一 敵敷吟味者取計方之事

興味ある項目を抜き出しながら、何が書かれているのか調べることにする。はじめに「裁許」と「落着」の言葉の定義について書かれた項目である。

一 裁許と落着の差別之事

是より不申出入之取捌を一体に裁許とハ不唱
地所出入以外落着と云ふは落着ハ出入者裁許

唱ハ殺喧嘩類之吟味也ハ落着ハ不唱由之吟味
伺書差出候節、其心得可取計事

一 裁許と落着之差別之事

是者公事出入之取捌を一体之裁許とハ不唱、
地所出入其外以後之義を被仰渡候出入者裁許と
唱、人殺喧嘩類之吟味物ハ落着と唱候由ニ而吟味
伺書差出候節、其心得可取計事

公事出入の裁きすべてを裁許とは言わず、地所の出入や今後
のことを仰せられたことの出入りを「裁許」という。人殺しや喧
嘩などの吟味物は「落着」というので、伺書を差出すときは注意
すべきこと、といっている。すなわち民事裁判(出入)は裁許、
刑事裁判(吟味)は落着と言葉使いの注意書きであるが、当時、
民事と刑事の区別が明確であったわけではない。

代官所と評定所の事務手続きについて書かれた項目で、法務に關して代官所は評定所の配下にあることが分かる。「六カ月届」の届けと受付けのタイムラグの対応について書かれている。

一 出入在海の取付定所届事

是月六ヶ月届候は、其月より出上り候成

翌月廿七日内寄合、其月廿八日申書上候由
仍其前月六ヶ月届候は、出入り月分翌月下旬
迄、吟味相片付裁許伺差出候、然又者内済伺
差出候得者、御奉行所御言上二者不及所、六カ月
懸其御方其訳御存無之故、済候出入を不相濟趣
御書上被成、行違二成候由二而、被仰渡二も無之候得者
天明二寅年八月中、其頃六カ月届致候分計、評定所江
御呼出二候、以来六カ月届致候出入、其翌月廿八日
迄二済候ハ、早速其段評定所江可相届候、廿八日過候而
相濟候義者届不及旨被仰付有之候事

一 出入相濟候趣評定所江届之事

是者六カ月届致候得共、其月者御言上二者不相成

翌月廿七日内寄合二而御取調、廿八日御書上二成候由
仍其前月六カ月届致候出入、其月より翌月下旬
迄二吟味相片付裁許伺差出候、然又者内済伺
差出候得者、御奉行所御言上二者不及所、六カ月
懸其御方其訳御存無之故、済候出入を不相濟趣
御書上被成、行違二成候由二而、被仰渡二も無之候得者
天明二寅年八月中、其頃六カ月届致候分計、評定所江
御呼出二候、以来六カ月届致候出入、其翌月廿八日
迄二済候ハ、早速其段評定所江可相届候、廿八日過候而
相濟候義者届不及旨被仰付有之候事

少し分かりづらいが、「六カ月届」というのは期間が六カ月を
超えて解決していかないものを評定所へ報告することのようで、
それを提出した日から翌月二十八日までに裁許または内済にて
解決したものは評定所へ届けを出しなさい。それ以降のものは
出さなくてよいといっている。そうすれば奉行所へ言上されな
いので、翌月二十八日時点で六カ月間未解決だとの思い違いが
無くなる、とのことである

評定所は最高裁判所にあたる組織で、老中、寺社・町・勘定
の三奉行と大目付、目付で構成されている。寄合は式日、立会、
内寄合の三種あり、それぞれ月三日決まった日に行われた。廿
七日は内寄合の日で三奉行がこの審理に当たった日とのことであ
る。大目付は諸藩の大名、目付は幕府領代官の監督を行う役で
ある。

ここから村支配に関するものを取りあげてみたい。これは名主には給米が支給されるのであるが、実際には年貢とは別枠で百姓から取上げる額を提示している。代官所と名主の関係をみる事ができる。

一 名主給米之事

是より組頭給米多し、而して出立も不見、名主給米一付高百石、百五拾石迄、或は二百石、或は二百石迄、四俵、四百石より六百石迄、八五俵、七百石より千石迄、八表、千式百石より千五百石迄、八拾俵之條、ハ右ニ准シ、尤御年貢之節、差引不致小前より別段取立名主

役高之義も高式拾石ニ限り其段其外百姓共ニ高役相勤廿石以上所持之者有合方、可相勤旨、先年被仰触有之候間、多分之給米取立出入ニ相成候ハ、其心得取計可然事、但、給米計ニ而勤類も有之高役計ニ而勤候類も有之、村々仕来種々有之候、村仕来を彼候而者、差支も有之ニ付、前々引付を以相用、若及出入不相当之定ニ而難取用節者、本村并隣郷等、見合を以裁許相伺候方可然事

但、給米計ニ而勤類も有之、高役計ニ而勤候類も有之、村々仕来種々有之、村仕来を彼候而者、差支も有之ニ付、前々引付を以相用、若及出入不相当之定ニ而難取用節者、本村并隣郷等、見合を以裁許相伺候方可然事

一 名主給米之事

是者組頭給米之義者、前々被仰出も不相見、名主給米二付高百石より百五拾石迄、或は二百石より三百石迄、四俵、四百石より六百石迄、八五俵、七百石より千石迄、八表、千式百石より千五百石迄、八拾俵之條、ハ右ニ准シ、尤御年貢之節、差引不致小前より別段取立名主

役高之義も高式拾石ニ限り其段其外百姓共ニ高役相勤廿石以上所持之者有合方、可相勤旨、先年被仰触有之候間、多分之給米取立出入ニ相成候ハ、其心得取計可然事

但、給米計ニ而勤類も有之高役計ニ而勤候類も有之、村々仕来種々有之候、村仕来を彼候而者、差支も有之ニ付、前々引付を以相用、若及出入不相当之定ニ而難取用節者、本村并隣郷等、見合を以裁許相伺候方可然事

名主給米は高より米二俵から十俵、他に名主高役というものがあつた。給米だけ、あるいは高役だけと、それぞれ村の仕来りによる。しかし問題があれば近隣の村々を参考にして裁許を行ふように、とのことである。

さらに名主に關して付加えがある。

百姓が新たに屋敷を建てる場合、建てる土地の格を上畑に上げて年貢を増やす、としている。

一 名主組頭江戸役所に出る百姓の供、連或久村方
又里三里の所將尾ふ多運力校の原より多分
書物持持系は既又し水年貢金杯持系は印入
通中、日商ホ、して百連は多分格別を留村役人
人馬の美土の儀、後百奉事、付右儀に及出入
から仕来、小戸迄はるも不取用方、此奉事

一 屋敷成之事

是より水帳下畑を反歩之内入畝成屋敷成、後成
Pより差障は者より、写五升方、兼合は、成、
相成は、は、元、水、右、留、水、意、は、は、一、体、及、者、は、元、
引、も、お、き、て、是、奉、事、付、捨、地、以、後、は、屋、敷、成、も、道、理、
不、當、は、間、容、易、に、罷、成、成、地、上、上、畑、免、走、P、付、
意、成、各、目、と、不、清、家、作、又、差、障、は、方、と、て、是、
中、代、信、存、在、も、是、奉、事、後、是、は、成、り、格、別、と、奉、事、
奉行所、に、個、々、と、相、成、り、成、分、格、別、と、奉、事、

一 名主組頭江戸役所江出候節、百姓ヲ供二連、或者村方より
五里三里之所軽尻等二而送迎為致候類有之、多分之
書物致持参候歟、又者御年貢金等持参候節者
道中手当等として召連候義者格別無謂、村役人
人馬為差出候儀ハ致間敷事二付、右体之義及出入
候ハ、仕来等申立候而も不取用方可然事

一 屋敷成之事

是者水帳下畑壹反歩之内五畝歩屋敷成二致度旨
申之、差障候者有之候間、取計方承合候処、屋敷
相成候得者、取永相増御定二候得共、一体屋敷二者四壁
引も相立可遣事二付、檢地以後之屋敷成者道理二
不当候間、容易二難相成、然上者上畑免直申付
屋敷名目を不附、家作者差免候方二も可有之哉
御代官存寄二者屋敷二致遣候義者格別公事方
奉行所江伺候而者相成間敷旨挨拶有之候事

名主や組頭が江戸役所へ出向くとき、百姓を共にしたり、馬
を利用して費用を使うことは、たとえ仕来りがあつても認めら
れない。

奉行所へは何いをたてるなどのことである。奉行所と代官所で解釈が違ふのか、ここでは屋敷の名目にはせず、上畑に免直しをするとしている。屋敷には四壁が必要でそれに該当しないという理屈である。

囚籠人足の費用負担についてである。百姓の囚人は村役人から無宿人はその者から取つてよい、とのことである。

一 囚籠人足賃之事

足方入海道宿名宿に囚人賃方経来は甲一人賃
賃方後名宿場より小に付て宿へ来りや賃方
て通筋をも百姓囚人も村役人分の拂を宿
は方拂、残入用と立候事

一 囚籠人足賃之事

是者五海道宿二而前々囚者無賃二而往来候由申、人足賃不請取宿場有之候二付、其筋へ承候処、無賃二而可通筋無之百姓囚人者村役人より為払、無宿者此方払二致、御入用二立候事

ここからは刑罰についてである。はじめは入牢日数之事である。

一 入牢日数之事

是又喧嘩一件、双方共差而者、疵も無之一通打擲
致合少と、入牢之日、吟味て後事、疵知
も人、入牢日数六十日以上、小智、凡引、右成、由
入牢日数六十日以内、出牢も人、六十日余、入
牢付、多し、同罪、で、成、も、人、も、毎、も、人、も
三十日、自、換、も、成、領、付、至、小、陳、尾、も、成、領、付、
右体、由、成、領、六十日、而、双方、出牢、付、り、て、成、領、

一 入牢日数之事

是者喧嘩一件等双方共差而者疵も無之一通打擲

致合候而已を申張候節、入牢之上吟味可致事候、然処

尅人者申口早速相分り出牢為致、尅人者彼是

申暮候節、日数六十日以上者御咎之差引ニ相成候由

二付、縦尅人六十日内ニ而出牢、尅人者六十日余入牢

申付候而者同罪可相成者尅人者無御構尅人者

三十日手鎖ニも相成趣ニ付、遠国陣屋之取計等者

右体之由致差略六十日ニ而双方出牢申付候方可然事

入牢日数六十日ルールのようなものがあるらしい。六十日以
上になると刑が変わるので注意しなさいとのことである。「差
略」は策略で規定にはなく上官の指示で行われる取計らいを示
している。

次は出火の処罰についてである。

候者可認可然事

一 出火咎之事

是ハ類焼家數十軒内ハ長々入寺有候ハ其ノ不及
 自道之人馬怪我も無ク引焼人共ノ分無ク
 見計り申上候儀ハ振朝以上ノ家数ノ法ハ出咎
 分付由火元入寺有候ハ其ノ分無ク奉
 行不申有候ハ其ノ分無ク入寺有候ハ其ノ分
 分付有候ハ其ノ分無ク申上候儀ハ其ノ分無ク
 何寺流儀ハ其ノ分無ク法題亦申上候儀ハ其ノ分無ク
 其儀ハ其ノ分無ク申上候儀ハ其ノ分無ク
 其如所付流儀ハ其ノ分無ク親類准方ハ其儀ハ其ノ分無ク
 其儀ハ其ノ分無ク申上候儀ハ其ノ分無ク

一 出火咎之事

是ハ類焼家数十軒内ハ長々入寺為致候ニも不及
 手過ニ而人馬怪我も無之、類焼人共申分無之候ハ
 見計早速差免、拾軒以上者家数ニ随ヒ御咎
 被仰付候由、火元者入寺為相慎候者申上候得共御奉
 行所ニ而相当之咎被仰付候義ニ而入寺ハ其者慎
 ニ而申付候と申筋二者無之、寺より致出火候分者
 何寺誰義ハ隣寺敷法□等有之寺院何方ニ
 相慎罷在候と認、後家等の類有之ハ女を寺入
 も如何ニ付致差略最寄親類誰方ニ相慎罷在

類焼件数や被害の程度によつてお咎めが変わる。火元人は類焼十軒以内で怪我人もなく被害者から訴えもなければ差免で無処分、十軒以上は家数によつて咎めが違うが、火元人が寺に入つて謹慎しようとして奉行所が処分するので、あえて謹慎させることはしない。寺から出火した場合は隣の寺などに謹慎させる。後家などの女は寺に入れないので親類の家で謹慎させるなどして居場所を確認しておくこと。

おわりに

大半は刑罰についてであり生々しい記述は敬遠したいところである。理解を深めるには当時の裁判法令書『公事方御定書』があることを前提としなければならぬが、まだ読んでいないので説明が足りなかったり、誤った解釈の内容になっているかも知れない。これら関連書を調べれば代官所の実務を体系的にまとめることができるものと思っている。

参考文献

牧英正・安竹貴彦『聞訟秘鑑 その写本について』法学雑誌